

第11回ニセコ町水資源保全審議会【議事録】

1. 開催日時 令和3年6月2日（水） 10:00 ～ 11:05
2. 開催方法 Webexによるオンライン開催
3. 出席者 委員：柿澤宏昭氏、松井佳彦氏、丸谷薫氏
事務局：山本副町長、高瀬課長、川埜係長、久保主事、小西主事

4. 議事内容

(1) 地下水保全条例にかかる許可・届出等の状況について【資料1】

事務局より、資料1に沿って説明があり、その後、意見交換等を行った。説明・意見・審議内容については以下のとおり。

（会長）（1）について、意見などはあるか。

（委員）「2 地下水届出案件（条例第13条関連）」R2年度の備考欄に記載がある“動力のないもの”の意味は。

（事務局）自噴しているものである。

（委員）自噴の場合の条例上の取扱を確認したい。また、井戸を掘った際に自噴したものか。それとも、もともと自噴していたものか。

（事務局）動力を用いないものは条例に該当しない。しかし、大きな開発の一端ということもあり、参考までに届出のご協力をしていただいた。この例については、井戸を掘った際に自噴したものである

（委員）自噴をするかどうかは水位の問題であり、水位が地表面より高いので自噴している。しかし、それをずっと使っていれば、水位がどんどん下がっていくということも有りうる。そのため、条例自体に考え直す余地があると思われる。

（委員）同意見。条例では動力のないものは届出が不要ということだが、水循環・水資源の管理という視点でいけば、条例の対象にしていく必要があるのではないか。

（委員）井戸を掘った際に自噴したということは、水循環の観点からすると、ポンプで汲み上げていても、自噴していても同じことである。井戸を掘って水を出したということは、今までと違う水循環を作ることであり、ポンプでも自噴でも、もともと地下に流れていた水を地上に出してしまったということにおいては同じこと。

（会長）今回の検討事項の中にはすぐに反映できないかもしれないが、自噴に関して

も、条例の対応を考えたほうが良いとのこと。次回までに、そちらのほうも検討していただければと思う。

(委 員) 今回、H28 以降のデータ提供となっているが、H28 年度以前に申請や使用している井戸の件数は。

(事 務 局) 改めて報告いたしますが、H28 以前のものはそれほど多くない状況。

(委 員) 条例の許可申請件数がここ数年で増えているが、地下水採取量はそれほど増えていないことの、整合性・理由は。

(事 務 局) 地下水採取量は H28 以前の観光関連事業で使用している井戸の量が大半となっている。許可案件が H30 年度以降増えてきているが、申請は開発の前段階で行われ、まだ工事が完成していないため取水量の報告が上がっていない状況がある。今後、過去 3 年間で許可案件となってきた井戸からの水量が加わり、採取量が増えてくると思われる。

(委 員) 次の機会でも構わないので、事務局で把握している各年度の井戸データ（井戸の本数と報告値の水量）、資料提供をお願いしたい。

(会 長) 事務局側で資料の作成をお願いしたい。

(事 務 局) 整理したものをご提示できるように準備する。

(委 員) 地下水採取量報告集計の値には上水道関連の井戸も含まれているのか。

(事 務 局) 上水道、いわゆる町の水道関連は含まれていない。

(委 員) 地下水保全条例の理念は地下水保全であり、町内における上水道の地下水の部分が多いと思うので、表に記載したほうが良い。

(事 務 局) 町水道のほうについても、整理して改めてご提示する。

(委 員) 申請時の取水量と報告値の取水量には、どれくらいの差があるのか。

(事 務 局) こちらについても、整理して改めてご提示する。

(2) ニセコ町地下水保全条例について【資料 2】

事務局より、資料 2 に沿って説明があり、その後、意見交換等を行った。説明・意見・審議内容については以下のとおり。

(会 長) ①で、基準に取水量を加えることについて、断面積基準を取水量に置き換えるのではなく、断面積基準と取水量を併用する方向で検討していることではないか。

(事 務 局) 併用していく方向で検討している。

(委 員) (前段の申請と実績での取水量の差の質問に関連するが) 基準が厳しすぎると既存で使っている方が困り、逆にあまり余裕を持たせ過ぎると効果が薄れるので、届出と実績がどのようになっているのか、状況を把握したうえで検

討した方が良い。

(会 長) 取水量の 10 m³等に関わってくることなので、それも含めて、今後検討していただくということでよいか。

(事 務 局) 現状を踏まえ、うえで基準について検討していく。

(委 員) 併用の考え方は、例えば、断面積が 8 cm²以上、または水量が何 m³以上というイメージか。

(事 務 局) 断面積が何以上、または水量が何 m³以上という基準を想定している。

(委 員) 小さい井戸をたくさん設置した場合の対応はどうなるのか。

(事 務 局) 今後の面積と水量を基準に併用する場合においても、複数井戸があった場合は合計値で判断することを想定している。

(会 長) 断面積に取水量を加えることは、皆さんに合意していただいているため、いまの方向性で進めていただきたい。

その場合、取水量の設定については、現状を踏まえ検討していただければと思う。

(委 員) 一日の最大取水量を規定すると同時に、年間の取水量も検討すると良い。両方の基準を作っておくと、貯水槽で貯める場合にもある程度対応できるからである。

(会 長) 私も同意見で、全体の年間を通しての取水量と併せて設定を検討いただければと思う。

今後想定されるものとして、かなり大規模な取水があり、それが全体に大きな影響を及ぼしそうなケースというのは、想定しうるのか。または、そういった計画があるのか。

(事 務 局) すでに景観条例で許可している案件等のうち、大規模な開発計画は数件あるように思う。今回の検討についても、ニセコ町特有の“町民に対する説明会を開催する”というのが、景観条例において重要な開発手続きになっていることから、水資源のほうも地下水保全を大切にするために、一日当たりの量も視野に入れて検討しているところである。

具体例でいうと、アパート等の計画が予定されているが、住民に対する説明会が不要となるように井戸の規模を 8 cm²以下で計画している、と思われるような案件も出てきているため、このような検討に入っているという考え方である。

(会 長) 大規模な取水が想定されるような開発計画はいまのところ考えられるのか。

(事 務 局) モイワ地区のほうで、ニセコでは一番大規模な開発計画があり、報道発表もすでにされ、景観条例の審議も進んでいるところがある。内容としては、ホテルと別荘の計画である。そこの地域で考えると相当の量が取水されるのではないかと想定される。

- (会 長) 今回、例えば 10 m³と設定しながら、大規模取水により特別な対応をしなければいけない開発が今後懸念されるようであれば、もう一段階上の基準も設ける必要があると感じる。将来どんな開発計画が想定されるのかも含めて検討していただければと思う。
- (事 務 局) 現在、この開発は中断しているが、この計画が動き出した場合、大規模なものになるため、それを踏まえて水資源において対策が必要かどうか検討していきたい。
- (委 員) こうった案件の開発事業者やコンサル等に対し、基本的な対応は、この水資源保全条例や景観条例の理念をちゃんと理解していただくことだと思う。これだから良い、これだから悪いという問題ではなく、“ニセコ町の中で共存共栄していくためにはこういうことを考えてください”ということだと思うので、そこはやはり最初にきちんと説明していくことが大事だと思うので、よろしくお願いしたい。
- (事 務 局) 景観条例では、⑤について改正しており、その狙いとしては、オーナー（事業主）が一度もニセコ町を訪れることなく投資をしていくケースが多く、その中で設計をしていくのが日本の企業ということなので、そのためにコンサルや施工会社等にこの条例の趣旨を十分理解していただいて、オーナーに伝えてもらうために改正しているという経過がある。
- (会 長) ぜひそのようにしていただきたい。
- (会 長) ②についてはどうか。
- (事 務 局) 水位計の検討について、一定の事業者等にはある程度はお願いしても良いと思うが、個人の井戸等に対して費用負担の部分も踏まえもう少し検討していきたい。
- (会 長) 例えば、家庭用は除くといったような規定を設けるようなイメージをしているのか。
- (事 務 局) それもひとつの検討事項となるかと思う。
- (会 長) ③についてはどうか。 → 意見なし。
こういう形で進めていただくということによろしいか。 → よい。
- (会 長) ④の中長期的なデータの蓄積について、全般的な状況も踏まえてニセコ町全体の地下水の持続性をきちんと確保するということについてずっとご議論いただいている。皆さんご意見等があるかと思うので、ご助言等を。
- (委 員) 今後、この地域で水循環や水資源がどうなっているのかを分かったうえで規制を加えていかなければならない場合が出てくると思うので、その判断をするための材料として、モニタリングしていくことが非常に重要だと思う。ぜひデータの集積や審議会にかけて意見をもらうこと等を活かして進めていただければと思う。

- (会 長) そのほかいかがでしょうか。 → 意見なし。
- (会 長) ⑤に入る前に、地下水の取水に関わるような課題でこれ以外に何か皆さんから検討すべき点はあるか。
- (委 員) この地下水保全条例に関係ないかもしれないが、取水とセットで排水のあり方もこの条例の目指すところの中に含まれる重要な項目かと思いますので、こちらも併せて考えていただければと思う。
- (会 長) この条例そのものには直接関係ないかもしれないが、健全な水循環は重要なテーマであるため、そちらも併せてご検討いただくということでお願いしたいと思うがいかがか。
- (事 務 局) 排水に関しては、景観条例の町民説明会では必ずと言っていいほど、川への排水や道路の側溝への排水等についていろいろ議論があるところです。景観条例については、排水について直接基準等に触れている文言はなく、いまの地下水保全条例等についても排水について具体的なものはない。いま対応していることとしては、河川条例等により基準値を踏まえて排水することになっている。しかし、実態としては、魚を養殖している川については、通常の合併浄化槽による処理に加えて、合併浄化槽と川の中間にさらに排水を処理する施設を、ニセコ町が環境を大切にしているということを理解していただいたうえ努力義務で設置していただいている、という実態もある。これらをどのようにしていくのが今後の課題となっている（環境の条例に入れるべきなのか、水資源の条例なのか、景観の条例のかなども）。少し長期的な検討になるかもしれないが、今後の検討の材料には入れておきたいと考えている。皆様からもいろんなご意見を、今後、具体的な提案をするときにいただければと思う。
- (会 長) そのほか、何かありますか。 → 意見なし。
- (会 長) 最後の⑤の追加について何かご意見ありますか。 → 意見なし。
先ほどのご提案の趣旨はよくわかりましたので、その観点から私自身も追加したほうが良いと思う。
- (会 長) このほかに、あるいは今までの議論の中で言い足りなかったこと等はあるか。 → 意見なし。
- (会 長) これまでご意見いただいた形で、現在の検討されている内容について引き続き検討いただき、またご提案ください。

6. その他 特になし。

以上